

委託研究実施の公募

平成24年2月15日
国土交通省水管理・国土保全局長 関 克己
(公印省略)

下記のとおり、応募書類の提出を求めます。

記

1. 下水道革新的技術実証事業の概要（平成24年度）

バイオマスである下水汚泥の固形燃料化、下水の熱利用、栄養塩除去の高効率化を図り、下水道施設のコストを大幅に低減し、省エネルギー・創エネルギー効果の増大に寄与する革新的技術について、実規模レベルの施設を設置して実証を行い、報告書を取りまとめることを目的とした研究です。

2. 事業の内容

大幅な省エネルギー・創エネルギー効果やコスト削減を実現する革新的な技術を導入し、下記の事項について調査・検討・実証のうえ、得られた知見やデータを報告書としてとりまとめます。本実証事業は、実証フィールドとなる下水道施設を管理する地方公共団体と連携して実施するものとします。

- (1) 革新的技術導入における配置・構造上の留意点、既存設備の活用可能性
- (2) 革新的技術導入に当たっての設計及び設置の方法並びに留意点
- (3) 革新的技術の最適運転条件及び質的・量的変動に対する処理の安定性
- (4) 革新的技術の設置及び運転に係るコスト構造の把握及び削減方策
- (5) 革新的技術の運転に係るエネルギー量の把握並びに省エネルギー・創エネルギー方策
- (6) 国内外の下水道施設への適用性（適用範囲、適用条件、知財戦略）
- (7) その他必要な事項

なお、本実証事業の対象は、以下の①～④の革新的技術とします。複数の技術の組み合わせでも構いません。応募された技術については、国土交通省が示す従来技術の諸元を用いて、消費エネルギー削減率やコスト削減率等を比較し、総合的に審査することとします。

- ① 下水汚泥固形燃料化技術
- ② 下水熱利用技術（未処理下水の熱利用技術に限る。）
- ③ 栄養塩（窒素）除去技術（水処理に係る技術は除く）
- ④ 栄養塩（リン）除去技術（水処理に係る技術は除く。回収技術を含むことは可。）

3. 成果品

- ① 報告書（A4判） 2部
- ② 評価書（A4判：事後評価のため有識者委員会に提出する資料） 2部
- ③ 実証施設一式（設計施工図書や試運転データ、維持管理マニュアル等を含む）
製本したものと併せて、電子データを提出するものとします。

4. 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定しています。

契約締結の日～平成 25 年 3 月 22 日（厳守）

5. 参加資格要件

本事業において、応募資格を有するのは以下の①～⑦のいずれかの機関等です。

- ① 大学等の研究機関
- ② 国または地方公共団体の研究機関
- ③ 日本下水道事業団、研究を目的に持つ独立行政法人
- ④ 研究を目的に持つ特例社団・財団法人、一般社団・財団法人、公益法人・財団法人
- ⑤ 民間研究機関（研究業務を行っている機関）
- ⑥ その他、特に水管理・国土保全局長が委託研究を実施することが適切であると認めた法人または個人
- ⑦ ①から⑥の要件を満たす複数の機関または研究者からなる共同研究体のいずれかに該当し、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者で、かつ、国土技術政策総合研究所長から指名停止を受けている期間中でないこととします。

⑦に該当する者は、契約時に共同研究体協定書を締結する必要があります。

また、配置予定の代表者に対する要件は、以下のとおりとします。

・代表者に必要とされる類似業務の実績

代表者は、下記に示す類似業務について、各々1件以上の実績を有する者とします。

類似業務：2. ①については下水汚泥焼却・下水汚泥固形燃料化、2. ②については下水熱利用、2. ③については栄養塩（窒素）除去、2. ④については栄養塩（リン）除去に関する計画、設計、施工、維持管理または調査研究業務

6. 応募要領

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課環境技術係

電話 03-5253-8111（内線 34-134）

FAX 03-5253-1596

E-mail : kanazawa-j2dw@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成 24 年 2 月 15 日から平成 24 年 3 月 15 日まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、あらかじめ（1）の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 説明書に関する質問の方法

説明書に関する質問がある場合は、（1）の担当者までメールまたはファックスにて連絡してください。質問に対する回答は、説明書の配布者全員に対し

て行います。なお、個別の電話による質問には応じられません。

(質問期限は平成24年2月22日(水)16:00とします。)

- (4) 応募書類の提出期限、場所及び方法
- ① 期限：平成24年3月15日(木)16:00(必着)
 - ② 場所：上記担当部局
 - ③ 方法：上記期限までに、応募書類を持参又は郵送で提出するとともに、電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみによる応募は受け付けません。
- (5) 説明会の有無、日時及び場所等
説明会を以下のとおり開催します。
- 日 時：平成24年2月16日(木)14:00～16:00
場 所：経済産業省別館10F 1020会議室
参加を希望される方は、当日直接会場にお越しください。
- (6) 応募書類に関するプレゼンテーションの有無、日時及び場所
必要に応じ有識者委員会でプレゼンテーション等を行って頂きます。その場合、日時及び場所は必要に応じ応募者に通知します。なお、審査の経過に関する問い合わせには応じませんので、予めご了承ください。
- (7) 応募書類
応募に当たっては指定した様式を用い、日本語で作成し提出してください。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについても読みやすい大きさとしてください。
- (8) 添付書類
添付書類として次のものを提出していただきます。
- ① 応募者の会社定款(共同研究体の場合は全ての者)
 - ② 地方公共団体からの確認書の写し(実証フィールドの貸与等にかかるもの)
 - ③ 提案技術の説明資料・パンフレット等
 - ④ 過去の類似研究の説明資料(研究担当者の過去の研究成果の中で今回の提案技術と類似したものがある場合にはその説明資料、様式自由、各技術1ページ以内)
- (9) 提出部数
応募書類の部数は次のとおりとします。
- ① 応募書類 正：1部、副(写し)：1部、電子ファイル(PDF版)：1部
 - ② 添付書類：1式、電子ファイル(PDF版)：1部
- ※ 審査用資料として、応募者が特定できないよう固有名詞を全て削除した書類2部及び電子ファイル1部もあわせて提出してください
- (10) 応募書類の受理
提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。
- (11) 秘密の保持
応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表しません。ただし、実施が適当であると判断された実証事業については、その概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、事務局で責任をもって保管、廃棄します。
- (12) 注意事項

- ① 同一の技術・規模で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- ② 同一の研究機関等が同一の技術を2. ①～④に重複して応募することはできません。
- ③ 本公募への応募にあたっては、実証事業の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することに留意して下さい。
- ④ 応募書類の作成、提出に関する費用は、提出者側の負担とします。
- ⑤ 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ⑥ 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則認めません。
- ⑦ 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とします。
- (3) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがあります。
- (4) 本手続きは平成24年度政府予算の成立を前提にして実施するものであるため、予算が成立しなかった等の場合には、契約の締結ができない場合があります。
- (5) 詳細は説明書によります。
- (6) 5. については、契約を締結するまで要件を満たしているものとします。
- (7) 応募案件の審査等の透明性、公平性を確保するため、有識者委員会において審査を行います。